

**印鑑登録申請書・印鑑登録証亡失等届出・印鑑登録廃止申請書**

[※ 該当する申請・届出を○で囲んでください。]

日立市長 殿

令和 年 月 日

登録申請者	住所	日立市 町 丁目 番 番地号	登録する印鑑
	氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日	
代理人	住所	日立市 町 丁目 番 番地号	登録する印鑑
	氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日	
登録番号			

※ 既に印鑑の登録を受けている人が保証する場合は、次の保証書欄に**自署押印**してください。

保証書	この印鑑登録申請は、本人の意思に基づくものであることを保証します。		
	住所	日立市 町 丁目 番 番地号	登録を受けている印鑑
	氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日	

確認	1 照会書・回答書	発行機関・記号番号	照会書送付	
	2 保証書		回答書期限	
	3 運転免許証	登録番号	回答書受領	
4 在留カード				
処理	5 特別永住者証明書			
	6 個人番号カード			
7	受付	作成	審査	

**【注意事項】**

- 1 代理人が申請する場合は、登録印と委任状(印鑑登録する方による自署)が必要です。(即時登録はできません。)
- 2 本人が来庁して印鑑登録をする際に、有効期限内の官公署が発行した写真入り身分証明書等(例:運転免許証、パスポート、住基カード等)の提示があったときは、即時登録ができます。また、保証書欄に既に印鑑登録してある方が保証した場合も即時登録ができます。
- 3 上記1の場合及び上記2によらない場合は、郵送による本人確認の取り扱いのため、申請受付後、印鑑登録をする方の自宅あてに照会文書を送りますので、回答書をお持ちください。(即時登録はできません。)
- 4 上記3の回答書を提出する際は、本人確認のため、登録者本人が来庁する場合は、本人(代理人が来庁する場合は、代理人)の健康保険証、年金手帳、本人名義の預金通帳等の提示が必要となります。
- 5 15歳未満の方及び成年被後見人の方は、代理人になること及び印鑑の登録を受けることができません。